

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：東御市農業集落排水事業特別会計

事業名	東御市農業集落排水事業（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和61年6月16日	地方公営企業法の適用・非適用	□適用 ■非適用
団体名	東御市	職員数（H19.4.1現在）	2
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

## 2 財政指標等

資本費	355 (H18)	公営企業債現在高（百万円）	4,036
累積欠損金（百万円）	-	利益剰余金又は積立金（百万円）	-
不良債務（百万円）	-	財政力指数	0.489
資金不足比率（%）	-	実質公債費比率（%）	16.8 (H19)
		経常収支比率（%）	87.6 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成16年4月1日 合併前市町村：小県郡東部町・北佐久郡北御牧村] 平成16年4月1日の町村合併に伴い、両町村で実施していた農業集落排水事業を合併した。また、料金体系の相違については平成18年度に統一を図った。（農業集落排水事業以外の下水道事業についても同一料金体系となった。） （平成18年度末数値） 全体計画人口：11,200人（旧東部町：8,330人、旧北御牧村：2,870人） 現在処理区域内人口：9,025人（旧東部町：7,017人、旧北御牧村：2,008人） 現在水洗便所設置済人口：7,556人（旧東部町：6,079人、旧北御牧村：1,477人）

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。  
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。  
3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画（東御市農業集落排水事業）
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	東御市長 土屋哲男
既存計画との関係	「集中改革プラン」平成18年度から平成22年度
公表の方法等	東御市ホームページで公表、および市議会全員協議会（19年12月予定）で報告。
基本方針	建設事業が完了し維持管理が主体となったことから、市が運営するすべての下水道事業に対して平成20年度（予定）より公営企業法を適用し経営の透明性を高める。 法適用により詳細な経営状況の分析が可能となることから、効率的な事業運営に務めるとともに適正な使用料徴収による経営の安定を目指す。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	77	100		177
	補償金免除額	13	25		37
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	34			34

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債（農集）	76,572	99,984		176,555
合 計 (A)		76,572	99,984		176,555
一 般 上 記 の う ち ( 再 掲 )					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		76,572	99,984		176,555

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち ( 再 掲 )					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債（農集）	33,841			33,841
合 計 (A)		33,841			33,841
一 般 上 記 の う ち ( 再 掲 )					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		33,841			33,841

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容				
財務上の特徴	<p>東御市の下水道事業普及率は、集合処理92.9%、個別浄化槽7.2%で普及率100%を達成している。農業集落排水事業は処理施設10箇所を有し、平成13年にすべての施設の供用が開始した。現在の普及率は28.2%（整備率100%）、水洗化率は83.7%（H19.3.31）となっている。</p> <p>平成17年度からは公営企業借換債により支払金利の低減に取り組んでいるが、現在が起債償還のピークであることから、必然的に一般会計からの繰入金もピークの状態となっている。</p> <p>一方、事業の透明性を高め効率的な事業運営を図るため、平成20年度（予定）に公営企業法を適用（全部適用）し、健全経営の早期実現を目指している。</p>				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>使用料の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>公営企業法適用に向けて平成18年度に市内全域の下水道（公共・特環・農集）使用料金を統一し、合併に伴う使用料の地域格差の是正を図ったが、現在の使用料は20m<sup>3</sup>で3,202円と最低水準は達成しているものの、分流式に係る基準内繰入を除いた使用料回収率は約3割に過ぎず、汚水処理原価の約7割程度の使用料水準である。</p> </td> </tr> </table>	課 題	使用料の適正化	<p>公営企業法適用に向けて平成18年度に市内全域の下水道（公共・特環・農集）使用料金を統一し、合併に伴う使用料の地域格差の是正を図ったが、現在の使用料は20m<sup>3</sup>で3,202円と最低水準は達成しているものの、分流式に係る基準内繰入を除いた使用料回収率は約3割に過ぎず、汚水処理原価の約7割程度の使用料水準である。</p>	
	課 題	使用料の適正化			
	<p>公営企業法適用に向けて平成18年度に市内全域の下水道（公共・特環・農集）使用料金を統一し、合併に伴う使用料の地域格差の是正を図ったが、現在の使用料は20m<sup>3</sup>で3,202円と最低水準は達成しているものの、分流式に係る基準内繰入を除いた使用料回収率は約3割に過ぎず、汚水処理原価の約7割程度の使用料水準である。</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>水洗化の促進</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>集落排水事業全体の水洗化率は83.7%であるが、供用開始間もない処理区の水洗化促進が事業全体の水洗化率向上の必須条件であることから、当該地区はもとより一層の水洗化促進を図り使用料収入を確保する必要がある。</p> </td> </tr> </table>	課 題	水洗化の促進	<p>集落排水事業全体の水洗化率は83.7%であるが、供用開始間もない処理区の水洗化促進が事業全体の水洗化率向上の必須条件であることから、当該地区はもとより一層の水洗化促進を図り使用料収入を確保する必要がある。</p>	
	課 題	水洗化の促進			
	<p>集落排水事業全体の水洗化率は83.7%であるが、供用開始間もない処理区の水洗化促進が事業全体の水洗化率向上の必須条件であることから、当該地区はもとより一層の水洗化促進を図り使用料収入を確保する必要がある。</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>施設修繕・更新費用の平準化</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>供用開始から20年が経過した初期の施設をはじめ、それ以降に整備した施設についても定期的な修繕が必要な時期となってきたことから、費用の平準化や施設の延命措置を講ずる等により経営への負荷を軽減する努力が必要である。</p> </td> </tr> </table>	課 題	施設修繕・更新費用の平準化	<p>供用開始から20年が経過した初期の施設をはじめ、それ以降に整備した施設についても定期的な修繕が必要な時期となってきたことから、費用の平準化や施設の延命措置を講ずる等により経営への負荷を軽減する努力が必要である。</p>	
課 題	施設修繕・更新費用の平準化				
<p>供用開始から20年が経過した初期の施設をはじめ、それ以降に整備した施設についても定期的な修繕が必要な時期となってきたことから、費用の平準化や施設の延命措置を講ずる等により経営への負荷を軽減する努力が必要である。</p>					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>未収使用料の収納対策の強化</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>収納率は99%の水準を維持しているが、更に収納対策を強化し未収金の縮減に取り組む必要がある。</p> </td> </tr> </table>	課 題	未収使用料の収納対策の強化	<p>収納率は99%の水準を維持しているが、更に収納対策を強化し未収金の縮減に取り組む必要がある。</p>		
課 題	未収使用料の収納対策の強化				
<p>収納率は99%の水準を維持しているが、更に収納対策を強化し未収金の縮減に取り組む必要がある。</p>					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>維持管理コストの削減</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>処理場運転経費の伸びが収束してきている中で、汚泥引抜の頻度を限界まで引き延ばすことで費用削減に努力しているものの、放流水質の向上という環境側面からは積極的に引抜きを行うべきであり、維持管理コストの削減が困難な状況にある。</p> </td> </tr> </table>	課 題	維持管理コストの削減	<p>処理場運転経費の伸びが収束してきている中で、汚泥引抜の頻度を限界まで引き延ばすことで費用削減に努力しているものの、放流水質の向上という環境側面からは積極的に引抜きを行うべきであり、維持管理コストの削減が困難な状況にある。</p>		
課 題	維持管理コストの削減				
<p>処理場運転経費の伸びが収束してきている中で、汚泥引抜の頻度を限界まで引き延ばすことで費用削減に努力しているものの、放流水質の向上という環境側面からは積極的に引抜きを行うべきであり、維持管理コストの削減が困難な状況にある。</p>					
留意事項	<p>今回の補償金なし繰上償還の制度を活用し、本事業の起債については一般会計からの繰入金（減債基金対応）により繰上償還を行い、後年度の繰入金縮減と利子軽減による経営健全化を図る。</p>				

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

### Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

#### （1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成15年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成16年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成17年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成18年度 （計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	平成19年度 （計画初年度）	平成20年度 （計画第2年度）	平成21年度 （計画第3年度）	平成22年度 （計画第4年度）	平成23年度 （計画第5年度）
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	251	246	249	244	352	361	362	353	346	348	
	(1) 営 業 収 益 (B)	101	96	101	104	106	106	106	110	114	114	
	ア 料 金 収 入	101	96	101	104	106	106	106	110	114	114	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 営 業 外 収 益	150	150	147	140	246	255	256	243	232	234	
	ア 他 会 計 繰 入 金	140	123	144	140	245	255	256	242	231	234	
	イ そ の 他	10	27	3	0	0	0	0	0	0	0	
	2 総 費 用 (D)	251	230	266	243	235	235	225	220	215	210	
	(1) 営 業 費 用	106	89	130	112	110	116	111	112	112	113	
	ア 職 員 給 与 費	17	17	16	16	16	16	16	16	16	16	
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他	90	72	114	96	94	100	95	95	96	96	
	(2) 営 業 外 費 用	145	141	136	130	125	119	114	109	103	98	
ア 支 払 利 息	145	141	136	130	125	119	114	109	103	98		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他	#VALUE!											
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 1	16	△ 17	1	117	126	137	132	130	138		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	129	159	163	248	87	59	192	163	58	58	
	(1) 地 方 債				40	26			14			
	(2) 他 会 計 補 助 金	118	142	138	169	46	44	177	120	42	42	
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国（都道府県）補助金			6	21				15			
	(6) 工 事 負 担 金	9	16	19	19	16	15	15	15	15	15	
	(7) そ の 他	2	1									
	2 資 本 的 支 出 (G)	127	159	163	248	203	190	329	296	188	195	
	(1) 建 設 改 良 費	22	24	15	63	10	19	22	49	19	22	
	ウ ち 職 員 給 与 費	2	2									
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	105	135	148	185	194	171	307	247	169	173	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	2	0	0	0	△ 117	△ 131	△ 137	△ 132	△ 130	△ 138		



## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	32	30	33	34	72	89	91	96	93	93
総収支比率(法適用) (%)										
経常収支比率(法適用) (%)										
営業収支比率(法適用) (%)										
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	70	67	60	57	82	89	68	76	90	91
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	56	50	58	57	70	71	71	69	67
	うち基準内繰入金 (%)	9	16	33	31	68	70	71	69	67
	うち基準外繰入金 (%)	47	34	25	26	2	1			
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)									
	うち赤字補てん的なもの (%)	47	34	25	26					
	資本的収入分 (%)	92	90	85	68	52	74	92	73	74
	うち基準内繰入金 (%)	38	26	28	18	52	74	22	26	74
	うち基準外繰入金 (%)	54	64	57	50			70	47	
うち赤字補てん的なもの (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	合併前町村で相違していた農業集落排水事業の料金体系を平成18年度に料金を統一（実質改定率5.3%）した。市が管理運営する他の下水道事業との料金統一も兼ねたことから、改定後の使用料は20m <sup>3</sup> あたり3,202円と指標とする水準をわずかに上回る程度であるが、公営企業法適用（平成20年度予定）後早期の料金改定（平成21年度予定）を前提としている。
2 他会計繰入金の見込み	現在が起債償還のピークであることから、一般会計からの繰入金もピークとなっている。今後においても繰出基準に従い一般会計からの繰入を行う。なお、今回の補償金なし繰上償還については一般会計繰入金（基準外）により繰上償還を行い、後年度の繰入金縮減を図る。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成21年度より処理施設の防食工事（補助対象）を実施する。その他の大規模投資は予定されていない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	有収水量を年0.1%増と見込み、平成21年10月より料金を7.5%増額改定する。管理運営費は年0.5%増と見込み、人件費は16,100千円で横ばい。建設改良事業は単独管渠工事として毎年18,900千円（新規加入者分担金8,100千円、工事負担金7,150千円・単費3,650千円）とし、処理場防食工事の調査設計をH20：新屋・H23：東上田を各3,000千円、H21新屋処理場防食工事30,000千円を見込む。 起債の繰上償還は一般会計繰入金（財源：減債および財調）により全額繰上償還として試算。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li>○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li>◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul>	<p>18年度に決定した東御市定員適正化計画により平成18年度から23年度までに職員を338人から318人に削減する、削減者数は20人で削減率は5.9%で計画をしている。          なお、農業集落排水事業については町村合併時に職員を3名から2名に減員しているため今後減員の予定はない。</p> <p>国家公務員に準じた俸給表の見直しを18年4月に実施した。既存の人事評価制度の見直しを計画し、能力及び実績に基づいて人事管理を図る。地域手当の支給は行っていない。</p> <p>技能労務職員は平成19年4月1日現在9名(用務員1名、学校給食員6名、保育園給食員2名)がおり、平均給料は334,000円、平均年齢は53.6歳です。ここ数十年採用がなく、今後も退職者不補充を継続する予定です。以上のような技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針を総務省様式に準じ、ホームページ上で平成19年度中に公表予定です。          なお、本会計においては技能労務職はなく、今後も採用の計画はない。</p> <p>退職時特昇は実施していない。</p> <p>財政面での市の負担割合軽減を進める(18年度において負担割合を4/1000から3/1000に見直し)一方で、メンタルヘルスなどを重視して取組む。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</li> </ul>	<p>(課題③・課題⑤)          公営企業法の適用により上水道事業との組織統合を図ることにより、料金賦課徴収等の業務を外部委託とする方向性の検討を進める。          また、処理場経費の削減については、修繕等維持費の効率的な投資により経費の縮減を図る。</p> <p>(課題④・課題⑤)          平成20年度の法適化と平行して、料金徴収システムをリニューアルし、窓口業務の外部委託に向けた条件整備を行う。          なお、検針・料金徴収を受託する事業者は存在するものの、対象戸数が少なく密度の低い当市の場合、周辺の自治体も含めた広範囲な地域を対象としないと受託事業に乗らない現状である。</p>

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保  <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	(課題①・課題②・課題④) 適正な料金水準を算出するために、財務分析が容易な会計方式への転換(公営企業法適用)を図り、計画的な料金改定の実施により歳入不足の解消を図る。なお、公営企業法の適用は平成20年度、料金改定は平成21年度中を予定している。また、未納料金の回収と水洗化促進についてもこれまでに引き続き取り組む。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入  <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開  <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	上下水道事業に関する審議(上下水道事業運営審議会:常設)へ報告およびホームページにより財務諸表の公表を行う。  19年度から政策管理制度を導入した、この制度を活用することにより重点事業の明確化、その他の事業の見直しを図り、重点事業は拡大し、不要な事業は縮小(廃止)する等メリハリのある予算編成を実施し、更なる行財政改革を推進する。
5 その他	平成20年度の公営企業法適用を期に合併処理浄化槽事務等(市長部局の一般会計事務)について事務委任を受け、受託事業として委任料収入を人件費に充当して経営安定に努める。

- 注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	(IV-1) 18年度に決定した東御市定員適正化計画により平成18年度から平成23年度までに職員を338人から318人(削減率は5.9%)に削減をする。また市議会議員定員も20年度改選より22人から19人になる。 なお、農業集落排水事業にあっては、町村合併した平成16年度より1名減となっている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	(IV-3) 平成20年度(予定)より、集合処理を行うすべての下水道事業に公営企業法を適用する。これにより経営分析が詳細に行えるほか、適正な料金算定の基礎数値の把握が容易になることから、法適用後すみやかに料金改定に着手し収入の確保に取り組む。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	(IV-2・IV-3) 今回の補償金なし繰上償還により、高利率な起債の繰上償還を行い、後年度の繰入金縮減を図る。また、適正な料金水準を確保し基準外繰出しの解消に努める。
4 その他	(IV-5) 公営企業法適用に伴い、これまで包括的に事務分掌していた下水道事業全般のうち、一般会計で運営すべき事業(小型合併浄化槽・コミュニティープラント等)を明確に区分し、運営経費以外の人件費についても繰入れ対象として収入の確保を図る。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
---

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	9,030	9,070	9,133	9,105	9,025		9,034	9,043	9,052	9,061	9,070		
	A 増減	27	40	63	△ 28	△ 80		9	9	9	9	9	45	
	水洗便所設置済人口(人)	6,966	7,206	7,354	7,503	7,556		7,564	7,572	7,580	7,588	7,596		
	B 増減	321	240	148	149	53		8	8	8	8	8	40	
	水洗化率(%)	77.1	79.4	80.5	82.4	83.7		83.7	83.7	83.7	83.7	83.7		
	C 増減	3.3	2.3	1.1	1.9	1.3		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	有収水量(㎡)	576,436	588,426	609,730	629,207	629,829		630,458	631,088	631,719	632,350	632,982		
	D 増減	21,436	11,990	21,304	19,477	622		629	630	631	631	632	3,153	
	② 使用料単価(円/㎡) (使用料収入/有収水量)	175.4	162.5	166.1	165.0	168.1		168.1	168.1	168.1	174.4	180.7	180.7	
	E 増減	20.8	△ 12.9	3.6	△ 1.1	3.1		13.5	0.0	0.0	6.3	6.3	△ 0.0	
③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)		△ 35.3					5.3			7.5				
F 増減														
④ 収納率(%)		99.9	99.9	100.0	99.7	99.0		99.8	99.8	99.8	99.8	99.8		
G 増減		0.0	0.0	0.1	△ 0.3	△ 0.7		0.8	0.0	0.0	0.0	0.0		
△ 0.9														
⑤ その他( )														
H 増減														
経営の効率化	⑤ 職員1人当たりの営業収益(千円)	33,695	31,872	50,637	51,907	52,963		53,007	53,060	57,095	61,137	61,198		
	増減	3,562	△ 1,824	18,765	1,270	1,056		45	53	40,345	40,425	61	8,236	
	職員数(人)	3	3	2	2	2		2	2	2	2	2		
	増減	△ 2	0	△ 1	0	0		0	0	0	0	0	0	
	管理運営費(千円)	356,776	364,664	414,147	427,633	428,570		406,211	532,259	467,167	384,549	383,670		
	I 増減	26,066	7,888	49,483	13,486	937		97,860	△ 22,359	126,048	△ 65,092	△ 82,618	△ 879	△ 44,900
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	39.5	40.2	45.3	47.0	47.5		45.0	58.9	51.6	42.4	42.3		
	J 増減	2.8	0.7	5.1	1.6	0.5		△ 2.5	13.9	△ 7.2	△ 9.2	△ 0.1	△ 5	
	汚水処理原価(円/㎡) (汚水処理経費/有収水量)	543.5	536.3	503.9	486.3	233.1		187.9	184.0	180.8	193.4	193.4		
	K 増減	16.3	△ 7.2	△ 32.4	△ 17.5	△ 253.3		△ 294.2	△ 45.1	△ 3.9	△ 3.2	12.6	△ 0.0	
⑥ その他( )														
M 増減														
使用料回収率(%) (E/K×1,000)		32.3%	30.3%	33.0%	33.9%	72.1%		89.4%	91.4%	96.5%	93.4%	93.4%		
増減		3.4	△ 2.0	2.7	1.0	38.2		17.3	1.9	5.1	-3.0	0.0		
累積欠損金比率(%)														
増減														
企業債現在高(百万円)		4,632	4,497	4,349	4,204	4,036		3,865	3,558	3,325	3,156	2,982		
増減		105	135	148	145	168		171	307	233	169	173		
収入の確保	使用料収入	101,083	95,613	101,267	103,808	105,859		105,965	106,071	110,159	114,255	114,369		
	改善額(千円)	10,900	5,430	11,084	13,625	15,676		56,715	15,782	15,888	19,976	24,072	24,186	
	①有収水量の増加	10,900	12,705	18,359	20,900	14,039		76,903	14,145	14,251	15,994	16,100	16,214	
	②使用料の適正化		△ 7,275	△ 7,275	△ 7,275	1,637		△ 20,188	1,637	1,637	3,982	7,972	7,972	
	③収納率の向上												23,200	
④その他( )														
改善額														
経営の効率化	管理運営費	356,776	364,664	414,147	427,633	428,570		406,211	532,259	467,167	384,549	383,670		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	19,216	19,065	16,037	16,159	16,187		16,100	16,100	16,100	16,100	16,100		
	改善額(千円)	10,225	10,376	13,404	13,282	13,254		60,541	13,341	13,341	13,341	13,341	66,705	
	⑤職員給与費の適正化	10,225	10,376	13,404	13,282	13,254		60,541	13,341	13,341	13,341	13,341	66,705	
	維持管理費(上記以外)の適正化													
	うち職員給与費中の退職手当													
	⑥その他( )													
改善額(千円)								2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	8,000	
市長部局からの事務委任								2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	8,000	
計画前5年間改善額 合計							117,256	改善額 合計					174,609	
○計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。													(参考) 補償金免除額	37,212
○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)														
○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)														

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

- 使用料適正化の考え方 平成20年度より公営企業法を適用し、詳細な経営分析を行い、早期に適正な料金
- 民間委託の取組状況 処理場の包括委託は既に実施をしており、今後は包括する委託内容の充実(電気料・修繕費等)を図ることにより、コスト削減を目指す。
- その他に記載された項目に関する取組等